

法人上限200万円 個人上限100万円

申請方法

スマートフォンやPCなどを用いて、「持続化給付金」事務局ホームページにアクセスし、令和2年5月1日～令和3年1月15日までに申請します

申請前

要件に該当するか確認します

→ 裏面の確認事項をチェックのうえ、要件を確認してください

必要書類を用意します

→ 裏面の必要書類をチェックのうえ、ご用意ください

動画にて確認します

→ 経済産業省のHPに公式YouTube動画として申請方法（個人・法人）が掲載、解説されております

QRコードです



申請する

①「持続化給付金」事務局ホームページへアクセス

②仮登録→指定のメールアドレスを入力

*メールアドレスがないと申請できません

③確認メールから本登録

*URLが送られてきますので、アクセスし、ログインIDとパスワードを作成してください

*メモ書き ログインID _____ パスワード _____

④マイページに各種情報を入力

*入力内容に不明点等あればご相談ください

⑤必要書類を添付

*予め、スマホやデジカメ等で撮った写真

申請後

不備や不明点などがあれば、指定のメールアドレスにお知らせが送られます。問題なければ、「持続化給付金の振込みのお知らせ」が登録住所に届き、2週間程度（当初予定）で、指定の口座にお振込みされます。

今回、電子申請により提出する関係で、メールアドレスが必要となります。メールアドレスをお持ちでない方は、親族にお願いするなどして、必ず取得してください。

問い合わせ先

あきる野商工会 本所 042-559-4511 支所 042-596-2511

裏面あり

持続化給付金 確認事項および必要書類

以下の項目をチェックのうえ、申請を進めてください

◎確認事項

- 給付要件を満たしている
(前年同月比 50%以上売上減少要件、事業継続要件、事業規模)
相談ダイヤル：中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183 (平日・休日 9:00~19:00)
- 持続化給付金の申請は1回目である
- 最終的に自分で確認してから申請する

◎必要書類 ⇒ 予め、スマホやデジカメ等で「1枚ずつ」写真を撮ってください

法人・個人共通

- メールアドレス (スマホ・PC等のアドレス)
*可能であれば法人は法人のアドレス
- 売上減少 (前年同月比 50%以上減少) となった月の売上台帳の写し
- 通帳 (表面および通帳を開いた 1P・2P) の写し または 電子通帳 (画面) の写し

法人のみ

- 13桁の法人番号
*ご不明な方は、国税庁「法人番号公表サイト」にて改めて確認
- 収受印が押された直近年度の確定申告書「別表一」の写し および
法人事業概況説明書 (1P・2P) の写し
- 電子申告している場合は、受信通知の写し

個人のみ

- 収受印が押された直近年度の確定申告書「第一表」の写し および
所得税青色申告決算書 (1P・2P) の写し
- 電子申告している場合は、受信通知の写し
- 運転免許証 (表・裏) 等の身分証明書の写し

【注意】

詳細は申請要領等を必ずご確認ください。
代替を認める書類もございます。